

令和7年第1回臨時会

南伊豆町議会会議録

令和7年 1月17日 開会

令和7年 1月17日 閉会

南伊豆町議会

令和 7 年第 1 回南伊豆町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月17日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0
○議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
○議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4
○議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5
○議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6
○議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7
○閉議及び閉会宣告	1 8
○署名議員	1 9

令和7年第1回南伊豆町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和7年1月17日（金）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 1号 南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議第 2号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第 3号 指定管理者の指定について（南伊豆町営温泉銀の湯会館）
- 日程第 6 議第 4号 令和6年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 7 議第 6号 令和6年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議第 7号 令和6年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議第 8号 令和6年度南伊豆町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第 9号 令和6年度南伊豆町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第10号 令和6年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	安 藤 広 和 君	2番	岩 田 稔 君
3番	大 年 美 文 君	4番	黒 田 利貴男 君
5番	渡 邊 哲 君	6番	宮 田 和 彦 君
7番	比野下 文 男 君	8番	長 田 美喜彦 君
9番	稲 葉 勝 男 君	10番	清 水 清 一 君

11番 齋藤 要 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	勝 田 智 史 君
防 災 室 長	平 山 貴 広 君	地方創生室長	山 口 一 実 君
地域整備課長	佐 藤 禎 明 君	商工観光課長	大 野 孝 行 君
町 民 課 長	齋 藤 重 広 君	健康増進課長	宮 本 利 江 君
福祉介護課長	高 橋 健 一 君	教 育 委 員 会 教 務 局 長	佐 藤 由 紀 子 君
生活環境課長	高 野 克 巳 君	会 計 室 長	菰 田 一 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣 田 哲 也	係 長	勝 田 恵 子
--------	---------	-----	---------

令和7年1月臨時町議会

(第1日 1月17日)

開会 午前 9 時 3 0 分

◎開会宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより令和 7 年第 1 回南伊豆町町議会臨時会を開会いたします。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

なお、議第 5 号 令和 6 年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、町長から撤回する旨の文書が提出されたため、議会運営委員会に協議し、議長において許可しましたので、ご報告いたします。

なお、企画課長は所用のため欠席することをご報告いたします。

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） これより、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第 1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 安 藤 広 和 君

2 番議員 岩 田 稔 君

◎会期の決定

○議長（長田美喜彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は1月17日、本日1日限りと決定しました。

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） これより議案審議に入ります。

議第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

議第1号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2024年人事院勧告により官民格差等に基づく給与水準改定が行われることから、本町においても一般職の給与条例の改正を行うものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 勝田智史君登壇〕

○総務課長（勝田智史君） それでは、議第1号の内容説明を申し上げます。

本議案は、2024年人事院勧告に基づき民間の動向や人材確保の困難性を勘案し、給与水準

を見直すもので、主な改正内容について、ご説明申し上げます。

1点目は、月例給の改正でありまして、民間給与との格差2.76%を解消するため、高卒初任給を2万3,600円、大卒初任給を2万3,800円引き上げ、併せて30歳代後半までの職員を中心に、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に俸給表の改正を実施するものであります。

また、令和7年4月からの号給表については、3級（主任主事級）以上において各級の初号の額を引き上げることにより、優秀者の早期昇格等の給与について改善するものです。

2点目は、賞与について民間の支給割合4.6月との均衡を図るため、年間で0.1月分引上げを行うものです。

引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分し、本年度については、令和6年12月期の支給月数を暫定再任用職員を1.225月、それ以外の職員は2.35月とし、令和7年度以降は、期末手当及び勤勉手当の支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう、暫定再任用職員を1.2月、それ以外の職員を2.3月とするものです。

3点目は、地域手当の新設であります。これは、公務員給与に地域の民間賃金水準をより的確に反映させることを目的とするもので、このたびの人事院勧告により、地域手当の支給地域が都道府県単位に見直され、本町も支給対象地域となったことを受け、地域手当を新設するものでございます。

地域手当支給割合は、町内で勤務する職員は4%、人事交流等により町外で勤務する職員については、勤務地が所在する市区町村が定める割合を支給することとし、経過措置として、令和7年度の町内で勤務する職員の支給割合は2%とするものです。

4点目は、扶養手当の見直しでありまして、配偶者に係る手当を廃止し、子供に係る手当を引き上げる内容となっております。

これは、配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化に対応し、子供を有する職員に対する生計費の補填を充実させるもので、2年をかけて段階的に実施するものであります。

配偶者に係る扶養手当につきましては、現行の6,500円を令和7年度は3,000円とし、令和8年度以降は廃止といたします。また、子供に係る扶養手当については、現行の1万円を令和7年度は1万1,500円とし、令和8年度以降は1万3,000円に引き上げます。

また、以上4点の改正のほかに諸手当についても同勧告に基づき所要の改正を行うものです。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第1号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第2号の提案理由を申し上げます。

本議案は、2024年人事院勧告による一般職の給与条例の改正を受け、常勤の特別職についても給料等に関する条例を改正するほか、これまで本条例において通勤手当に関する規定が未整備であるため、条文の整備を図るものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 勝田智史君登壇〕

○総務課長（勝田智史君） それでは、議第2号の内容説明を申し上げます。

本議案は、先ほどの議第1号による給与に関する条例改正に併せ、常勤の特別職においても、期末手当の支給割合を6月期、12月期とともに2.3月とする条例改正を行うものです。

また、特別職の職員で常勤の者の通勤手当については、これまで同条例において支給条件等が規定されておりませんでした。このため、一般職の職員に支給する通勤手当の例に倣い、同手当の支給が可能となるよう条文を整備するものであります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

大年議員。

○3番（大年美文君） 改めましておはようございます。本年もよろしくどうぞお願いいたします。

2点ちょっとお伺いします。この特別職の通勤手当の関係ですが、私の印象では、特別職の常勤の者の通勤手当のイメージがないんですが、今回新しくこれを付するということですが、これは当然、先ほどの人事院ですか、その関係があるということなんですが、これ当然よその各市町もこれは右に倣えということでしょうか。それともう1点、この上程された第1条第2条、これ第5条6条、5条、6条、8条が段からずれているんですけども、非常に見にくいような感じがして、これ条例改正ですと5条は5条、6条は6条で頭をそろえるべきじゃないかと思いますが、その点お聞かせください。お願いします。

○議長（長田美喜彦君） 総務課長。

○総務課長（勝田智史君） お答えいたします。まず1点目でありますが、特別職の通勤手当

の郡内の状況ということでございますが、下田市と松崎町以外は支給されている状況でございます。

2点目の段取りについては、こちらの不手際でございます。申し訳ございません。以後気をつけます。以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかに、大年美文議員。

○3番（大年美文君） ありがとうございます。そういう理由でしたら、どうしても、私、申し訳ない、イメージがなかったものですから、確認のための質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第2号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第３号議案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第３号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、南伊豆町営温泉銀の湯会館の指定管理者として株式会社共立ソリューションズを指定したいものであります。

同会館においては、令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間の指定管理者を選定するに当たり、本条例第２条に基づく指定管理者の公募を経て、指定管理者として株式会社共立ソリューションズを選定いたしましたので、地方自治法第244条の２、第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第３号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第3号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第4号議案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第4号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に6,915万1,000円を追加し、予算の総額を59億6,605万7,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、総務費の地域づくり推進費に119万円、民生費の社会福祉総務費421万7,000円、商工費の商工振興費3,279万2,000円、教育費の学校管理費239万8,000円などで、2024年人事院勧告による職員給与等の改定に伴う人件費の調整額を含む予算を追加するものであります。

また、これらの財源として、地方交付税3,439万7,000円、国庫支出金4,417万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 勝田智史君登壇〕

○総務課長（勝田智史君） それでは、議第4号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に6,915万1,000円を追加し、予算の総額を59億6,605万7,000円としたいものでございます。

それでは、歳出の主な補正項目について、ご説明申し上げます。

予算書の 8 ページをご覧ください。

1 款議会費 1 項 1 目議会費、議会事務に 27 万 4,000 円を増額いたしました。

これは、先ほど議第 1 号及び議第 2 号でご説明申し上げました 2024 年人事院勧告に基づく月例給等の改正による遡及額を計上したもので、以降、全ての款において同様の予算を計上しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、8 ページ、9 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項 12 目地域づくり推進費には 108 万 8,000 円を増額いたしました。これは、加納にある東京大学樹芸研究所の外灯改修費用を寄附金として東京大学に支出するもので、財源は、ふるさと応援基金繰入金であります。

次に、10 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 目社会福祉総務費には、非課税世帯支援給付金給付事業を新設し、87 万 4,000 円を計上いたしました。

これは、さきの臨時国会において、物価高への対応などを柱とする総合経済対策が決定され、低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯を対象に 3 万円を、子育て世帯には子供 1 人当たり 2 万円を加算して支給することとなったことに伴うシステム改修費を計上したものであります。

次に、13 ページをご覧ください。

6 款商工費、1 項 2 目商工振興費には、3,279 万 2,000 円を増額いたしました。

こちら、さきの総合経済対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることとなったことに伴うものであります。当該交付金は、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実業に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう措置されたもので、本町では、さきの 12 月定例会でご承認いただいた第 8 弾プレミアム商品券発行事業の 1 世帯の購入限度額を 1 万 5,000 円から 2 万 5,000 円に引き上げ、町内事業者への経済対策及び負担が増加した家計への支援をさらに強化する財源として活用したいものであります。

最後に 15 ページをご覧ください。

9 款教育費、3 項 1 目学校管理費のうち南伊豆東中学校管理事務には 190 万円を増額いたしました。これは、校舎の竣工以来使用してきた揚水ポンプ 2 基のうち 1 基が経年劣化により交換が必要となったものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、6 ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源といたしましては、非課税世帯支援給付金給付事業及び第8弾プレミアム商品券発行事業の財源として、国庫支出金に4,417万6,000円を追加し、不足分については、地方交付税を3,439万7,000円増額することで調整いたしました。

以上で内容説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第4号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第 6 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第 6 号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に109万6,000円を追加し、予算の総額を13億3,224万3,000円としたいものであります。

これらは、一般会計と同様に2024年人事院勧告に基づく人件費の調整を行うもので、歳出では、会計年度任用職員人件費に38万1,000円を、一般職の人件費に71万5,000円を増額したいもので、歳入では繰越金に109万6,000円を増額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第 6 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第6号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第7号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第7号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に248万円を追加し、予算の総額を3,380万9,000円とした
いものであります。

歳出では、総務費の一般管理事務に2024年人事院勧告に基づく人件費及び事業の確定に伴
う構成市町の負担金の精算に係る調整額として248万円を増額し、この財源として前年度繰
越金を同額増額いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第7号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第7号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第8号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第8号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、2024年人事院勧告による職員給与等の改定に伴う人件費の調整を行うもので、収益的支出については、下水道事業費用を23万4,000円増額し、予算の総額を2億1,466万6,000円とするほか、資本的支出を15万9,000円増額し、予算の総額を2億1,014万円としたいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第8号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第8号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第9号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第9号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、2024年人事院勧告による職員給与等の改定による人件費の調整を行うもので、収益的支出については、漁業集落排水事業費用を1万円増額し、予算の総額を8,714万1,000円とするほか、資本的支出を14万8,000円増額し、予算の総額を6,363万1,000円としたいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第9号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第9号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第10号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第10号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、2024年人事院勧告による職員給与等の改定により人件費の調整を行うもので、収益的支出については、水道事業費用を20万8,000円増額し、予算の総額を4億507万7,000円とするほか、資本的支出を12万8,000円増額し、予算の総額を3億2,173万1,000円としたいものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第10号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第10号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（長田美喜彦君） 第1回臨時議会の日程は全て終了しました。

令和7年第1回南伊豆町議会臨時議会はこれをもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前9時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 安 藤 広 和

署 名 議 員 岩 田 稔